

# 都市計画法第53条第1項に関する取扱要綱

## 第1条（趣旨）

本要綱は、都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域（以下「区域」という。）内における、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第53条第1項の建築の許可について、都市計画法第54条の規定による他、知事が許可を行うことができる場合についても定めるものとする。

## 第2条（定義）

この要綱における用語は、法及び建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにその政令及び省令で定めるものをいう。

## 第3条（許可の方針）

知事は法第53条第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものについて、その許可を行うことができるものとする。

- (1)階数が3以下であり、かつ、地階を有しないこと。
- (2)主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

## 附則

本要綱は、平成15年10月1日から施行する。